令和4年度第1回 三重支部評議会 資料3

インセンティブ制度の見直しに関する 検討結果について

令和4年7月20日



インセンティブ制度について

制度導入の経過

保険者の特定健診・特定保健指導の実施率等に応じて、後期高齢者支援金の加算又は減算を行う加減算制度は、協会けんぽも含めた全保 険者を対象として実施されていたが、加入者の属性や保険者の規模など、保険者ごとに状況が異なる中で、一律の基準で保険者ごとの実績を比較 することは不適切であるとの考え方に基づき、平成30年度に制度の内容の見直しが行われた。

協会けんぽにおいては、加入者及び事業主の方々の取組に報いることができる設計とすることを基本的な考え方としつつ、支部間で比較するインセンティブ制度を創設し、令和2年度から都道府県単位保険料率に反映することとなった。

制度の目的

協会のインセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費の適正化にも資するよう、保健事業の指標の実績向上及び底上げを図ることを目的とする。

制度の趣旨

協会けんぽ全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、インセンティブ制度の財源となる保険料率(0.01%)を設定するとともに、支部ごとの加入者及び事業主の行動等を評価し、その結果、上位15支部については、報奨金によるインセンティブを付与。

①評価指標・②評価指標ごとの重み付け

- 特定健診・特定保健指導の実施率、速やかに受診を要する者の医療機関受診割合、後発医薬品の使用割合などの評価指標に基づき、支部ごとの実績を評価する。
- 評価方法は偏差値方式とし、指標ごとの素点(50~80)を合計したものを支部の総得点とし、全支部をランキング付けする。

③ 支部ごとのインセンティブの効かせ方について

- 保険料率の算定方法を見直し、インセンティブ分保険料率として、全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、0.01%(※)を盛り込む。
 - (※)協会けんぽ各支部の実績は一定の範囲内に収斂している中で、新たな財源捻出の必要性から負担を求めるものであるため、保険料率への影響を生じさせる範囲内で、加入者・事業主への納得感に十分配慮する観点から設定。
- 制度導入に伴う激変緩和措置として、この負担分については、4年間で段階的に導入する。 平成30年度の実績(令和2年度保険料率):0.004% ⇒ 令和元~2年度の実績(令和3~4年度保険料率):0.007% ⇒ 令和3年度 以降の実績(令和5年度以降の保険料率):0.01%
- その上で、評価指標に基づき全支部をランキング付けし、上位15支部については、支部ごとの得点数に応じた報奨金によって段階的な保険料率の引下げを 行う。

インセンティブ制度の見直しに関する検討結果について

見直しの全体像

○ 協会のインセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上 を図り、将来の医療費の適正化にも資するよう、保健事業の指標における支部間の実績の均てん化及び全体の底上げを図ることを目的とする。

評価指標の見直し

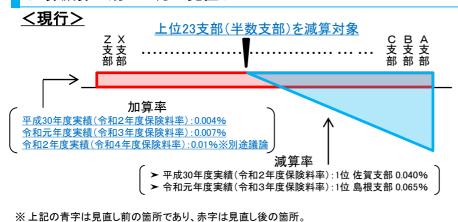
<現行>

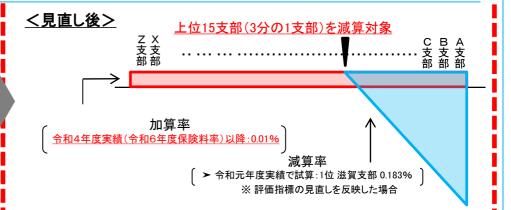
現行の評価指標		
指標1 特定健診等の実施率 【評価割合】実施率:60% 実施率の対前年度上昇幅:20% 実施件数の対前年度上昇率:20%	<u>50</u>	
指標2 特定保健指導の実施率 【評価割合】実施率:60% 実施率の対前年度上昇幅:20% 実施件数の対前年度上昇率:20%	<u>50</u>	
指標3 特定保健指導対象者の減少率 【評価割合】減少率:100%	<u>50</u>	
指標4 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率 【評価割合】受診率:50% 受診率の対前年度上昇幅:50%	50	
指標5 後発医薬品の使用割合 【評価割合】使用割合:50% 使用割合の対前年度上昇幅:50%	50	
合計	<u>250</u>	

<見直し後>

見直し後の評価指標			
	指標1 特定健診等の実施率 【評価割合】実施率:50% 実施率の対前年度上昇幅:25% 実施件数の対前年度上昇率:25%	<u>70</u>	
	指標2 特定保健指導の実施率 【評価割合】実施率:50% 実施率の対前年度上昇幅:25% 実施件数の対前年度上昇率:25%	<u>70</u>	
指標3 特定保健指導対象者の減少率 【評価割合】減少率:100%			
指標4 医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率 【評価割合】受診率:50% 受診率の対前年度上昇幅:50%			
	指標5 後発医薬品の使用割合 【評価割合】使用割合:50% 使用割合の対前年度上昇幅:50%		
	合計	320	

加算減算の効かせ方の見直し



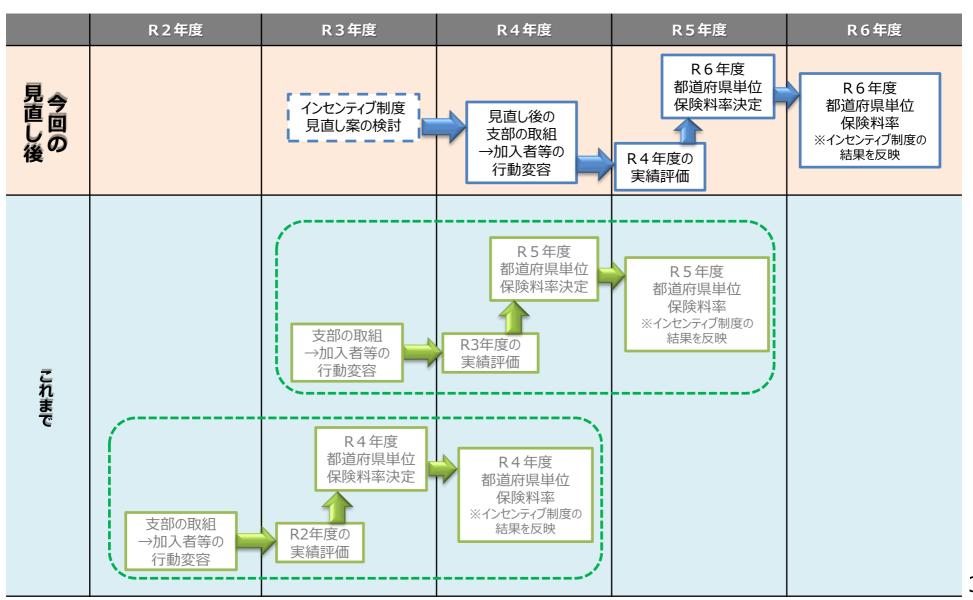


現行制度の枠組みのあり方に関する見直し

〇 現行制度の枠組みのあり方に関する見直しについては、今回の見直し後の制度運営状況、特定健診・特定保健指導の効果に係る研究成果、今後の政府による保険者インセンティブ制度に対する方針、健保・共済における後期高齢者支援金加算・減算制度の実施状況等を勘案し、3年後を目途に、改めて検討を行うこととする。

見直し後のインセンティブ制度の導入スケジュールについて

成長戦略フォローアップ等を踏まえた見直し後のインセンティブ制度は、令和4年度以降の取組に適用し、その結果を令和6年度以降の都道府県単位保険料率に反映する。



<参考>協会けんぽのインセンティブ制度に係る経緯①

- 平成18年の医療保険制度改正において、後期高齢者支援金の加算・減算制度(最大±10%、全保険者が対象)を創設。
- 加減算制度は第2期の特定健診等実施計画から実施、平成30年度からの第3期では、保険者の特性に応じてそれぞれにインセンティブ制度を設ける仕組みに見直し、協会のインセンティブ制度もその一環で創設したもの。

第1期 特定健診等実施計画(平成20年度~24年度)

【後期高齢者支援金の加算・減算制度 ※ 全保険者が対象】

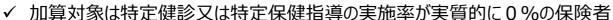
特定健診や特定保健指導が制度化されてから間もないことから、第2期からの実施とされた。

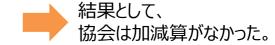
⇒ 協会からは、第2期からの加減算制度について検討する国の検討会において、規模やバックグラウンドが全く違う保険者間でそれらの違いを考慮せずに比較するのではなく、そうした違いを考慮して保険者間で公平な比較ができるよう要件を揃えることや、関係者が納得するグルーピングの中での比較であるべき等を発言。

第2期 特定健診等実施計画(平成25年度~29年度)

【後期高齢者支援金の加算・減算制度 ※ 全保険者が対象】

平成25年度から実施(データについては前年度のものを使用)。





- / 加算率は0.23%(法律上の上限は10%)であり、減算率も0.05%程度。対象保険者も少ない
 - ⇒ 全保険者を対象に実施したところ、以下のような課題が顕在化。
 - 加減算対象の保険者が限定的であることに加え、加減算率も低いことからインセンティブが十分に働かない。
 - ・ 実施結果として、加算対象は単一健保、減算は小規模国保など偏りがあり、規模や属性の異なる保険者間での 比較は困難。

第3期 特定健診等実施計画 (平成30年度~令和5年度)

保険者ごとの特性に応じて、それぞれにインセンティブ制度を創設

健保·共済

【後期高齢者支援金の加算・減算制度】

⇒ 従来の加算・減算制度について、 加算率等の見直しを行い、実施

協会けんぽ

【インセンティブ制度】

⇒支部間で保険料率に差を設ける

国民健康保険

【保険者努力支援制度】

⇒1,400億円程度の補助金

後期高齢者医療

【特別調整交付金の活用】

⇒100億円程度の補助金

<参考>協会けんぽのインセンティブ制度に係る経緯②

- 平成27年度までの後期高齢者支援金の加算・減算制度(以下「加減算制度」という。)は、協会けんぽも含めた全保険 者を対象としていたが、加算・減算となる保険者は限定されており、協会けんぽには加算・減算がなかった。
- 一方、医療保険制度改革骨子(平成27年1月13日社会保障制度改革推進本部決定)においては、この加減算制度について、平成30年度から、「予防・健康づくり等に取り組む保険者に対するインセンティブをより重視するため、多くの保険者に広く薄く加算し、指標の達成状況に応じて段階的に減算する仕組みへと見直す」こととされた。
- また、この加減算制度については、加入者の属性や保険者の規模など、保険者ごとに状況が異なる中で、一律の土台で実 - 績を比較することは不適切である等の指摘がなされていた。
- このため、平成30年度からの加減算制度では、母体となる企業等がその従業員を加入者として設立した保険者という点で 共通の基盤を持つ健康保険組合と共済組合を対象とする一方、協会けんぽについては、事業所が強制加入しているもので あって保険者としての性質が異なることから対象外とされた。
- その上で、日本再興戦略改定2015(平成27年6月30日閣議決定)において、協会けんぽについては、「新たなインセンティブ制度の創設に向けた検討を行う」とされ、未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)では、「協会けんぽについては2018年度からインセンティブ制度を本格実施し、2020年度から都道府県保険料率に反映する」とされたことを踏まえ、協会けんぽ全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、インセンティブ制度の財源となる保険料率を設定するとともに、支部ごとの加入者及び事業主の行動等を評価し、その結果に基づき報奨金によるインセンティブを付与する。
- その後、成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)において、「全国健康保険協会における予防・健康事業の取組状況に応じた都道府県支部毎の保険料率のインセンティブ措置について、成果指標拡大や配分基準のメリハリ強化等を検討、2021年度中に一定の結論を得る。」とされた。
- 政府からこれらの事項の検討を求められたことを受け、健康保険組合と共済組合の加減算制度の中間見直しの内容や、 運営委員会及び支部評議会からの制度の見直しに関するご意見も踏まえ、令和3年度に制度の具体的な見直しを行った。

①評価指標、②評価指標ごとの重み付けについて

【インセンティブ制度創設時の基本的な考え方】

- 評価指標の選定にあたっての基本的な考え方は以下のとおり。
- インセンティブ制度は、加入者及び事業主の負担する保険料率に影響を及ぼすため、単に保険者が取組を実施しているか 否かといった観点ではなく、加入者や事業主の行動も評価されるものを選定する
- 制度の公平感や納得感を担保するため、可能な限り定量的指標を選定する
- 費用対効果やマンパワー等の支部における実施可能性といった点にも配慮する
- また、これらの評価指標の実績値については、既に支部ごとに差が生じている状況にあるが、仮に毎年度の実績値のみで評価を行った場合には、支部ごとの順位が固定化するおそれがあるため、単年度の実績だけでなく、前年度からの実績値の伸び率や数も評価指標とし、それぞれを一定の割合で評価する必要がある。
- その際、既に高い実績をあげている支部については、その後の伸び幅が小さくなる傾向にあることから、前年度からの実績の伸びを評価する際には、支部ごとの伸びしろ(100% 当該支部の実績値)を踏まえて評価することが公平である。
- さらに、実績値の算出方法については、例えば、支部加入者数を分母とし、分子には、
 - ①支部加入者のうち健診実施者数 又は、
 - ②支部の都道府県内の健診機関における健診実施者数(他支部加入者が含まれる。)とすることが考えられるが、今回のインセンティブ制度では加入者の負担する保険料率にその結果を反映するため、加入者自らの行動について、自らが加入し、保険料を負担する支部の実績として評価されるよう、①の方法を採ることが適当である。
- 実績の算定時期については、通年ベース(毎年4月~3月)でのデータを用いることが、支部ごとの公平性を担保する観 点からも重要である(詳細なデータの内容については【具体的な評価方法について】を参照)。

①評価指標、②評価指標ごとの重み付けについて【続き】

○ なお、支部ごとの医療費適正化の取組の成果については、医療給付費の抑制を通じて既に現在の保険料率に反映されているが、インセンティブ制度においては、現在の加入者が高齢者となった際の将来的な医療費の適正化に資するという点で後期高齢者支援金に係る保険料率にインセンティブを働かせるものであり、評価の対象が異なる。

③支部ごとのインセンティブの効かせ方について

【インセンティブ制度創設時の基本的な考え方】

- 医療保険制度改革骨子の「予防・健康づくり等に取り組む保険者に対するインセンティブをより重視するため、多くの保険者に広く薄く加算し、指標の達成状況に応じて段階的に減算する仕組み」という趣旨を踏まえれば、全ての支部にインセンティブ制度の効果を及ばせ、「頑張った者が報われる」仕組みとする必要がある。
- また、協会けんぽについては新たな加減算制度の対象外となり、他の医療保険者との比較による新たな財源は見込まれないことから、インセンティブ制度の財源について、支部間の公平性の担保にも配慮し、全支部が一律の割合で負担するよう、後期高齢者支援金に係る保険料率の算定方法を見直すこと(インセンティブ分保険料率の設定)が適当である。
- その際、当該負担分の規模については、協会けんぽの各支部の特定健診実施率等の実績は一定の範囲内に収斂しており、 健保組合・共済組合が対象となる見直し後の加減算制度の考え方をあてはめれば、基本的に加算される支部はない状態で 負担を求めることとなるため、加入者・事業主の納得性にも十分配慮する必要がある。
- 加えて、インセンティブ制度は保険料率に影響を与える新規制度であることに鑑みれば、新たな加減算制度と同様に、3年 程度で段階的に負担を導入していくことが必要である。
- その上で、評価指標に基づき全支部をランキング付けし、上位支部については、報奨金による保険料率の引下げという形でのインセンティブを付与することが適当である。
- なお、災害その他やむを得ない事情で適切な評価を行うことが困難である支部については、公平性の観点からも、個別の事 情に応じて前述の負担及び保険料率の引下げの適用を除外することが適当である。

具体的な評価方法について

- 下表のとおり、評価指標及び実績の算出方法を定め、それぞれの評価指標内において【】で記載した評価割合を用いて評価する(この際、使用するデータは毎年度4月~3月までの分の実績値を用いる)。
- 評価方法は偏差値方式とし、指標ごとの素点(50~80)を合計したものを支部の総得点としランキング付けを行う。
- 前年度からの実績値の伸びを評価する際には、以下のとおり支部ごとの伸びしろ(100%-当該支部の実績値)に占める割合を評価する。

対前年度伸び幅(率) 100% - 当該支部の実績

※【】は評価指標内での評価割合

1 特定健診等の実施率(使用データ: 4月~3月の40歳以上の受診者数(事業者健診については同期間のデータ取り込み者数)) [配点 70]

く実績算出方法>

自支部被保険者のうち生活習慣病予防健診を実施した者の数 + 自支部被保険者のうち事業者健診データを取得した者の数 + 自支部被扶養者のうち特定健診を実施した者の数

自支部加入者のうち特定健診対象者数

(%)

- 特定健診等の実施率【50%】
- ② 特定健診等の実施率の対前年度上昇幅【25%】
- ③ 特定健診等の実施件数の対前年度上昇率【25%】
- 2 特定保健指導の実施率(使用データ: 4月~3月の特定保健指導最終評価終了者数) [配点70]

く実績算出方法>

<u>自支部加入者のうち特定保健指導実施者数(外部委託分を含む。)</u> (% 自支部加入者のうち特定保健指導対象者数

- ① 特定保健指導の実施率【50%】
- ② 特定保健指導の実施率の対前年度上昇幅【25%】
- ③ 特定保健指導の実施件数の対前年度上昇率【25%】

具体的な評価方法について【続き】

:	7	/+=亚	補指	標内	での	重亚石	田宝川	$\stackrel{\frown}{}$
<i>`</i>	11	しひませ	·1Ш1E	17示173		/6十二	川吉リ	

※1.7は評価指係内での評価制造				
3 特定保健指導対象者の減少率(使用データ: 前年度特定保健指導保健指導非該当等となった者の数) [配点80]	導該当者であって4月~3月に健診を受けた者のうち、その結果が特定			
<実績算出方法> (A)のうち、(前年度積極的支援→動機付け支援又は特保非該当者となった者の数)+ 自支部加入者のうち、前年度特定保健指導該当者であって今	(%)			
4 医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療 診勧奨基準において速やかに受診を要する者のうち、健診受診後から受診額				
<実績算出方法>				
(A) のうち医療機関受診者数 (%)				
自支部加入者のうち、協会の受診勧奨基準該当者数(A)				
① 医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療	機関受診率【50%】			
② 医療機関への受診勧奨基準において速やかに受診を要する者の医療機関受診率の対前年度上昇幅【50%】				
5 後発医薬品の使用割合(使用データ:4月~3月の年度平均値)	[配点50]			
<実績算出方法>				
自支部加入者に対する後発医薬品の処方数量	- (%)			
後発医薬品のある先発医薬品の数量+後発医薬品の数量				
① 後発医薬品の使用割合【50%】				
② 後発医薬品の使用割合の対前年度上昇幅【50%】				

具体的な評価方法について【続き】

- 保険料率の算定方法を見直し、インセンティブ分保険料率として、全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、 0.01% (※1) を盛り込む。
 - (※1) 協会けんぽの保険料率は少数点第2位まで算出するものとされているため、この負担分については、全ての支部の保険料率に影響を与えることとなる。
- 制度導入に伴う激変緩和措置として、この負担分については、4年間(※2)で段階的に導入する。
 - (※2) インセンティブ制度創設時は3年間で段階的に導入することとしていたが、その後の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、以下のとおり4年間で 段階的に導入することとなった。
 - ・平成30年度の実績(令和2年度保険料率)

- ⇒ 0.004%
- ・令和元~2年度の実績(令和3~4年度保険料率)
- \Rightarrow 0.007%
- ・ 令和3年度以降の実績(令和5年度以降の保険料率)
- $\Rightarrow 0.01\%$
- その上で、評価指標に基づき全支部をランキング付けし、上位15支部 (※3) については、支部ごとの得点数に応じた報奨金による段階的な保険料率の引下げを行う。
 - (※3) インセンティブ制度創設時は、減算対象支部数を上位23支部としていたが、その後の成長戦略フォローアップ等を踏まえた見直しの結果、上位15支部となった。
- 災害その他やむを得ない事情で適切な評価を行うことが困難である支部については、公平性の観点からも、個別の事情に 応じて前述の負担及び保険料率の引下げの適用を除外する。